

国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年7月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第62号

国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例

国営土地改良事業負担金等徴収条例（昭和35年岩手県条例第18号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>(徴収方法)</p> <p>第3条 負担金は、元利均等年賦の方法（据置期間中の各年度に係る利息については、当該年度支払の方法）により徴収するものとし、その徴収期間（据置期間を含む。）は、当該事業が完了した年度の翌年度から起算して別表事業区分の欄に掲げる区分に応じ同表徴収期間（据置期間）の欄に定めるとおりとし、利率は、<u>年5パーセント</u>とする。ただし、当該事業が完了する以前において、当該事業の施行に係る地域内にある土地の一部につき当該事業の完了によって受けるべき利益の<u>すべて</u>が発生し、負担金を徴収することが適当であると知事が認めるときは、当該負担金に係る徴収期間は、その利益の<u>すべて</u>が発生した年度以後において知事の指定する年度から起算するものとする。</p> | <p>(徴収方法)</p> <p>第3条 負担金は、元利均等年賦の方法（据置期間中の各年度に係る利息については、当該年度支払の方法）により徴収するものとし、その徴収期間（据置期間を含む。）は、当該事業が完了した年度の翌年度から起算して別表事業区分の欄に掲げる区分に応じ同表徴収期間（据置期間）の欄に定めるとおりとし、利率は、<u>土地改良法施行令（昭和24年政令第295号。以下「政令」という。）第53条第2項の農林水産大臣の定める率以内で知事が定める率</u>とする。ただし、当該事業が完了する以前において、当該事業の施行に係る地域内にある土地の一部につき当該事業の完了によって受けるべき利益の<u>全て</u>が発生し、負担金を徴収することが適当であると知事が認めるときは、当該負担金に係る徴収期間は、その利益の<u>全て</u>が発生した年度以後において知事の指定する年度から起算するものとする。</p> |
| <p>2 [略]</p> <p>(特別徴収金)</p> <p>第4条 特別徴収金は、国営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有する者（以下「法第3条資格者」という。）が、当該国営土地改良事業の工事の完了につき法第113条の2第3項の規定による公告があった日（その日前に、農林水産大臣が、当該土地を含む一定の地域について当該国営土地改良事業によって受ける利益の<u>すべて</u>が発生したと認めてその旨を公告したときは、その公告した日）以後8年</p> | <p>2 [略]</p> <p>(特別徴収金)</p> <p>第4条 特別徴収金は、国営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有する者（以下「法第3条資格者」という。）が、当該国営土地改良事業の工事の完了につき法第113条の2第3項の規定による公告があった日（その日前に、農林水産大臣が、当該土地を含む一定の地域について当該国営土地改良事業によって受ける利益の<u>全て</u>が発生したと認めてその旨を公告したときは、その公告した日）以後8年を</p> |

を経過する日までの間に、当該土地を法第90条の2第1項に規定する目的外用途（以下「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等（所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下同じ。）をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）に、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該国営土地改良事業の施行に係る地域の全部若しくは一部を地区とする土地改良区又は当該法第3条資格者から徴収することができる。

(1)・(2) [略]

(3) 土地改良法施行令（昭和24年政令第295号。以下「政令」という。）

第53条の9各号に掲げる場合

2 [略]

経過する日までの間に、当該土地を法第90条の2第1項に規定する目的外用途（以下「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等（所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下同じ。）をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）に、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該国営土地改良事業の施行に係る地域の全部若しくは一部を地区とする土地改良区又は当該法第3条資格者から徴収することができる。

(1)・(2) [略]

(3) 政令第53条の9各号に掲げる場合

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の国営土地改良事業負担金等徴収条例第3条第1項の規定は、国営土地改良事業に係る負担金（国営土地改良事業負担金等徴収条例第1条に規定する負担金をいう。以下同じ。）でその徴収期間の始期が平成28年度であるものの同年度分の負担金から適用し、国営土地改良事業に係る負担金でその徴収期間の始期が平成27年度以前であるものについては、なお従前の例による。